資料№.14	経済建設常任委員会所管事務報告資料 令和８年１０月７日【建設部土木課】

土地区画整理事業特別会計の廃止について

１．経緯

土地区画整理事業特別会計（以下「土地区画整理特会」という。）は、土地区画整理事業の円滑な運営と経理の適正化を図ることを目的に設置され、平成 23 年度には、恵庭駅西口土地区画整理事業費を同特別会計に追加して計上しました。現在は、同特別会計に計上する事業費が、恵庭駅西口土地区画整理事業費のみとなっています。

恵庭駅西口土地区画整理事業は、令和 2 年度に関連する道路工事等及び換地処分が完了しました。その後、令和 3 年度から清算業務を開始し、令和 8 年 4 月 27 日に最後の清算徴収金が地権者から納入されたことにより、事業の清算が完了しました。

そのため、令和 8 年度をもって、同特別会計を廃止することを検討しています。

２．廃止の理由

① 恵庭駅西口土地区画整理事業費の清算が完了し、今後、土地区画整理特会において歳入歳出予算を計上する必要がなくなるため

② 最後の清算徴収金が納入され、事業に係る債権の回収が完了したため

③ 現在、土地区画整理特会は法非適用の公営事業会計として設置されているが、事業完了後の特別会計設置義務がないため

３．今後の予算について

① 事業完了に伴う決算処理

令和 8 年度末をもって土地区画整理特会に係る決算を実施します。

② 一般会計での対応

土地区画整理事業完了後に必要となる長期債元利償還金については、一般会計から支出します。

４．今後のスケジュールについて

内　　容	実施時期
第４回定例会初日 議案提出	令和８年 11 月下旬
土地区画整理事業特別会計の廃止	令和９年 3 月 31 日（水）
令和８年度土地区画整理事業特別会計の決算	令和９年５月上旬